

守口市社会福祉協議会 障がい福祉サービス共同生活事業
「新グループホーム リアン」新築工事に係る

一般競争入札のお知らせ

1. 公告日

令和7年6月6日（金）

2. 契約者

社会福祉法人 守口市社会福祉協議会 会長 松岡雅信

3. 問合わせ先

〒570-0083

守口市京阪本通2丁目5番5号 守口市役所7階

社会福祉法人 守口市社会福祉協議会

TEL: 06-6992-2715 FAX: 06-6998-3201 Email: morigutisi-syakyou@nifty.com

4. 工事概要等

- (1) 工 事 名 「新グループホーム リアン」新築工事
- (2) 工 事 場 所 守口市寺方元町4丁目13番2号（地番）
- (3) 現 況 等 現況：更地
用途地域：第二種高層住宅専用地域、準防火地域
容積率：79.63%、建ぺい率：54.46%
- (4) 工 事 概 要 敷地面積：約418.43㎡
構造：木造
階数：地上2階建て
建築面積：約227.87㎡ 延床面積：約333.19㎡
- (5) 工 期 契約締結の日から令和7年2月27日まで

5. 入札参加資格

以下に掲げる要件をすべて満足する者であること。

- (1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ていない者

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 建築一式工事等について建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を受けている者であること、及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受けている者であること。
- (6) 公告の日から入札執行の日までの期間に建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分等を受けていない者であること。
- (7) 正常な入札執行を妨げる等の行為を行うおそれ無く、及び行わない者。
- (8) 本協議会の理事又はその親族が役員に就いていない建設業者であること。
- (9) 当該工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がない建設業者であること。

なお、当該工事に係る設計業務等の受注者は「有限会社ゆう建築設計事務所」である。
- (10) 大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号）第2条第2号イ～ハに定める要件に該当しない者であること。
- (11) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者若しくは同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者、又は大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者若しくは同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (12) 大阪府内に建設業法上の営業所を有する者であること。
- (13) 建築一式工事について、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の結果の総合評点（最新の建築一式工事に関するもの）が450点以上の者であること。

6. 入札参加資格確認審査手続

- (1) 本入札に参加を希望する者は、次に従い、一般競争入札参加資格等確認申請書及び添付資料（以下「申請書類」という。）を提出し、確認を受けなければならない。

なお、申請書類の提出期限までに申請書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

- (2) 申請書類の交付は、次に掲げる期間内に守口市社会福祉協議会（以下「本協議会」という。）のホームページからダウンロードするか、直接交付を受けること。

ア 交付期間 令和7年6月6日（金）から6月16日（月）までの
午前9時～午後5時30分（休日等を除く。）

（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律

第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く。)

イ 交付場所 守口市京阪本通2丁目5番5号 守口市役所7階
社会福祉法人 守口市社会福祉協議会
URL:<http://www.moriguchishi-syakyo.com/>

(3) 申請書類の提出は、別記様式第1号及び別記様式第2号により、次の提出期間及び提出場所で行うこと。

ア 提出期間 令和7年6月17日(火)から6月18日(水)までの
午前9時～午後5時30分(休日等を除く。)

イ 提出場所 (2)のイに同じ。

(4) 入札参加資格の確認の結果は、令和7年6月23日(月)に通知する。

(5) 申請書類の作成費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

(6) 申請書類は、提出場所へ郵便又は持参により提出すること。ただし、郵便による提出については、提出期間終了日までに到達したものに限るものとする。

7. 設計図書等及び必要書類の交付

(1) 入札参加資格があると認められた者(以下「入札参加資格者」という。)は、次のとおり設計図書等及び必要書類の交付を受けなければならない。

ア 交付日時 入札参加資格確認結果通知書に記載する。

イ 交付場所 守口市京阪本通2丁目5番5号 守口市役所7階
社会福祉法人 守口市社会福祉協議会

(2) 設計図書等は本入札の積算・見積もり以外の目的で使用してはならない。

8. 設計図書等に対する質問

(1) 設計図書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。

ア 提出期間 令和7年6月27日(金)から7月4日(金)までの
午前9時から午後5時30分まで(休日等を除く。)

イ 提出場所 守口市京阪本通2丁目5番5号 守口市役所7階
社会福祉法人 守口市社会福祉協議会

TEL: 06-6992-2715 FAX: 06-6998-3201

Email: morigutisi-syakyou@nifty.com

ウ その他 書面は持参、郵送、FAX又は電子メールにより提出することとする。

(2) (1)の質問に対する回答は、その都度行う。また7月8日(火)に、すべての入札参加資格者に全回答内容を通知するとともに、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 令和7年7月10日(木)から7月18日(金)までの
午前9時から午後5時30分まで(休日等を除く。)

イ 閲覧場所 守口市京阪本通2丁目5番5号 守口市役所7階
社会福祉法人 守口市社会福祉協議会

9. 予定価格の事後公表

当該工事の予定価格は、落札者の決定後に入札に参加した者（以下「入札参加者」という。）に通知するとともに、本協議会のホームページ等で公表する。

10. 入札・開札の日時及び場所

- (1) 入札日時 令和7年7月22日（火） 午前10時00分
- (2) 入札場所 守口市京阪本通2丁目5番5号 守口市役所7階
社会福祉法人 守口市社会福祉協議会 会議室
- (3) 開札 開札は、入札と同じ場所ですみやかに行うものとする。

11. 入札方法等

- (1) 郵送又は電送による入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

12. 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、損害賠償金として落札金額の100分の3に相当する金額を本協議会に支払うこと。

13. 工事費内訳書の提出

- (1) 入札参加者は、入札期間内に入札価格の根拠となる工事費内訳書を入札書とともに提出しなければならない。
- (2) 工事費内訳書の作成にあたっては、入札参加者の費用負担で行うものとする。
- (3) 工事費内訳書を提出しない者は、入札に参加することができない。
- (4) 提出された工事費内訳書は返却しない。

14. 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格がある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点において入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 入札参加者が2者以上とならない場合は、改めて公告からやり直すこととする。

15. 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札者となり得る者が2者以上あるときは、くじ引きで落札者を決定することとする。この場合において、当該入札事務に関係のない本協議会の職員にくじを

引かせるものとする。

16. 支払条件

工事費は、大阪府補助金交付後に支払う。ただし、工事費の一部（前払金、中間前払金をいう。）については、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき支払うことができるものとする。